

西日本高速道路株式会社関西支社等入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和2年8月31日(月) 関西支社 大会議室、本社 第12会議室	
出席委員 (五十音順・敬称略)	赤松 史光(大阪大学大学院教授)、池田 辰夫(弁護士)、 黒田 愛(弁護士)、小島 幸保(弁護士)、建山 和由(立命館大学教授) 三村 衛(京都大学大学院教授)、吉野 孝義(弁護士)	
審議対象期間	令和元年10月1日～令和2年3月31日 (※少額契約においては 平成31年4月1日～令和2年3月31日)	
抽出件数/対象件数	7件/1799件	件 名 等
工 事	一般競争入札	1件/ 8件 新名神高速道路 大石龍門工事
	条件付 一般競争入札	2件/ 50件 滋賀高速道路事務所管内 のり面補強工事(令和元年度) 京都高速道路事務所管内 立入防止柵改良工事(令和元年度)
	指名競争入札	0件/ 0件 —
	随意契約	1件/ 9件 阪和自動車道 和歌山ジャンクション調整池附帯工工事
調査等	1件/ 89件	京都高速道路事務所管内(京滋バイパス)橋梁耐震補強設計業務 (総合技術監理その2)
維持管理役務及び 物品・役務	1件/ 69件	神戸西バイパス起工式典会場設営等業務
少額契約	1件/1574件	事務所用品購入(イーゼル等)

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回 答
【入札監視事務局からの報告】	
① 入札公告お知らせメールにより1件当たりの入札参加者が増えている一方で、お知らせメール対象外を含んだ全体としては1件当たりの入札参加者が減っていることについて、どのように考えますか。	① 入札公告お知らせメールは契約申込みの誘引に一定の効果があつたと考えていますが、技術者の確保が難しい状況にあるようなので、全体としては入札参加者が減っているのではないかと考えています。
② 入札不調の改善策として、低入札価格調査や不落協議の適用拡大を実施していますが、このような方針を採用することになった理由を説明してください。	② 昨今の不調発生状況に鑑み、工事の品質を確保するとともに、個々の現場状況に見合った金額での契約や不落後の手続き期間の短縮等の効果を期待し、改善策を講じているところです。
③ 低入札価格調査を実施する基準価格は、NEXCO西日本の場合は契約制限価格の90%程度になるのではないかと思います。国交省が発注する工事よりも高いように思います。どのように設定しているのか教えてください。	③ 公共工事の発注機関として、国交省の基準に準じて設定しています。
④ 国交省が監理技術者の専任配置義務を緩和しています。昨今の技術者の確保が難しい状況において、NEXCO西日本も同様の対応を検討していますか。	④ 監理技術者の専任配置義務の緩和は小規模工事が対象なので、当社のように規模が大きい工事には適用されないと考えています。

意見・質問	回 答
<p>【入札・契約手続きの運用状況等について】 特になし</p> <p>【抽出事案の説明】</p> <p>◆一般競争入札 〈新名神高速道路 大石龍門工事〉 特になし</p> <p>◆条件付一般競争入札 〈滋賀高速道路事務所管内 のり面補強工事（令和元年度）〉</p> <p>① 不落協議を行う案件が増えているようです。積算基準を見直すことは検討されないのですか。</p> <p>② 工事の種類や施工場所など、何が原因となって積算額との乖離が生じているのですか。</p> <p>③ NEXCO西日本の契約制限価格を上回って合意する場合に、ここまでの乖離なら合意可能といった率の基準はありますか。また、乖離に合理的な理由がある場合に合意されていると思いますが、その基準はありますか。</p> <p>④ 入札辞退者が多いようですが、辞退理由はわかりますか。</p> <p>◆条件付一般競争入札 〈京都高速道路事務所管内 立入防止柵改良工事（令和元年度）〉 特になし</p> <p>【随意契約】 〈阪和自動車道 和歌山ジャンクション調整池附帯工工事〉</p> <p>① 農業用水として使用する繁忙期の前に施工することを計画したようですが、予定どおり施工できたのでしょうか。</p> <p>② これまでに梅雨や台風等で池の水位が上がった時に漏水が増えたということはなかったのですか。</p>	<p>① 交通規制や交通保安要員など、積算額と実勢とに乖離が確認されたものについては、入札前価格見積方式を適用するなど、適切な積算となるよう努めています。</p> <p>② この案件については、のり面補強という工事の種類が原因で乖離が生じたものと考えています。</p> <p>③ 協議合意方式については、手続きを定めた内部規程に基づき、入札参加者が行った積算が妥当かどうかという観点で協議を行っています。なお、乖離率の基準はありません。</p> <p>④ 技術者が不足しているため辞退しているようです。</p> <p>① 水利組合等と調整しながら、予定どおり施工することができました。</p> <p>② 梅雨等で漏水が増えたということは確認されていません。</p>

意見・質問	回 答
<p>③ この案件の修補のような工事は、当初工事の施工業者との特命契約が通常なのでしょうか。</p> <p>【調査等】 〈京都高速道路事務所管内（京滋バイパス）橋梁耐震補強設計業務（総合技術監理その2）〉</p> <p>① 建設時に耐震対策がされていたはずですが、今回の耐震補強の位置づけを説明してください。</p> <p>② この施工区間の他にも基準に適合しない橋梁があると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>③ この案件は、すでに契約した総合技術監理業務の継続業務と理解すればよろしいでしょうか。</p> <p>④ 継続業務は当初契約の受注者に自動的に決まるのでしょうか。</p> <p>【維持管理役務及び物品・役務】 〈神戸西バイパス起工式典会場設営等業務〉</p> <p>① 見積業者の4者を選定した理由を説明してください。</p> <p>【少額契約】 〈事務所用品購入（イーゼル等）〉 特になし</p>	<p>③ 当初工事の施工業者との特命契約が通常というわけではありません。この案件では、施工業者が当初工事で池を改修したときの自治体や水利組合との施工方法等の協議経緯を熟知しているため、特命契約としました。</p> <p>① 建設以降、阪神淡路大震災や熊本地震が発生し、耐震基準が変わってきているため、その基準に適合するための補強です。</p> <p>② この案件以外の区間にも基準に適合しない橋梁があります。順次、耐震補強を実施しています。</p> <p>③ そのとおりです。</p> <p>④ 双方から解除を申し出ることも可能ですが、当初契約で瑕疵等がなければ継続して契約します。</p> <p>① 過去に実施した類似の業務である開通式典会場設営等業務を公募した際に申し込みのあった4者を選定しました。</p>

委員会による意見の具申又は勧告の内容

意見の具申及び勧告なし
